

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「しごと」を担い、まちを元気にする「地域活性化人材」創出事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県徳島市

3 地域再生計画の区域

徳島県徳島市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

徳島労働局が発表している有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2020年1月以降一時的に落ち込んでいたものの、2021年7月以降再度上昇傾向に転じており、雇用情勢には改善が見られている。しかし、逆の側面から見ると、徳島市の労働力人口は減少傾向にあることから、企業の中には人手不足感が高まってきていることが想定される。

こうした中、徳島県内の経済状況は2020年3月頃より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により急速に悪化したが、2021年10月頃から回復の兆しが見え始め、同年11月頃には、個人消費、生産、雇用情勢などで持ち直しの動きが見られている（徳島経済研究所「徳島経済レポート」）。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、経済の持ち直し基調にあるにも関わらず、人出不足により回復のスピードが制限されるのではないかと不安視される場所がある。

人出不足は以前から懸念されており、徳島市は地方創生推進交付金を活用し、高校生や大学生などの若者に対し地域で働くことの魅力を伝えることで、地域外への流出を抑制するとともに、結婚や子育て等を要因とし仕事を離れている女性などをはじめとする潜在的な労働力の掘り起こしに努め、労働力人口の確保を図ることで、女性・若者の就業者や創業者を創出するなど一定の成果を生み出してきた。

しかし、前述したように有効求人倍率は依然上昇傾向にあり、地元企業等は人材を欲している状況は変わっていないと言える。この背景には若者の人口流出等による地方の急速な人口減少があるが、こうした状況下においても、上記の将来像を実現するために、移住施策をはじめとした他政策と政策間連携を進めることで以下の構造的な課題について、解決を図っていかねばならない。

① 人口減少下における地域内人材だけに依存することの限界（量的課題）

徳島市の人口減少率は2015年から2020年にかけて2.39%減となっており、全国平均の0.68%減と比較しても減り幅は大きい（2020年国勢調査）。もっと深刻なのは、若者の減少である。徳島市の人口のうち、15歳～29歳に限定すると、2015年の37,538人から2020年の30,955人に減少（△6,583人、△17.54%）している。これまで、地域内の潜在的な人材の掘り起こしに努めてきたが、これ程の勢いで人口減少が起きている中では、仮に毎年同程度、人材発掘を継続できたとしても、確保できる人材の量は、人口減少率に比例して減ってきてしまうため、移住者や関係人口の創出に向けた事業に取組み、地方への人の流れづくりを進めることで、地方の担い手不足を地域外の人材により補う取組も推進していかねばならない。そのため、地域内の人材に対する働きかけと同時に、地域外からも人材を呼び込んでくる取組が重要ではないかと考えられる。

② 企業等が求める人材とのミスマッチ等（質的課題）

徳島市の実施してきた女性・若者活躍推進事業では、スキルアップを図ることで就職・再就職を支援してきたが、2018年・2019年には就職率が5%以下に低迷した。そのため、事業の見直しを行い、スキルアップ以外の要素も取り入れて改善したところ、就職率が50%を超えたことから、就職希望者が必要と考えるスキルや資格と企業側が求める能力のミスマッチが発生していたのではないかと考えられる。厚生労働省が示す資料（厚生労働省職業安定局「雇用を取り巻く課題と職業安定について」）においても、雇用のミスマッチを起こす原因の一つに、雇用主が求める能力と労働者が持つ能力が乖離していることが挙げられている。また、同資料では企業側も応募者が自社の希望する能力水準を満たさないことがミスマッチの最大要因であると考えていることが示されている。これまでの労働力人口確保の取組においては、より多くの人材を確保することに注力してきたが、求められている人材の能力のズレも同時に解消していかねば、地域や企業の人手不足は解決できない。そのため、多様な人々との交流や、専門家の指導などにより、個々が実践力を養う取組等も併せて推進していかねばならない。

③ 多様な人材の活用策の不足（外部評価への対応により①と②を加速）

これまで、女性・若者の活躍を謳い施策を展開してきたが、前身事業の効果検証時に外部評価委員からは、女性活躍も大切だが、それだけではなく視点を変えて、事業を発展させていくべきではないかと、との意見をいただいた。これから一層効果的で新時代にふさわしい事業展開を考えた場合に、「女性活躍」から一層前進し、性別、年齢、国籍、障害の有無などの多様性に加えて、キャリアや価値観などの多様性も包括することで、多種多様な人材がいきいきと活躍できるディーセントワークの実現や、社会や企業内に新しい価値が生まれ地域が活性化するという方向性を目指すべきとの指摘であると考えている。

時代の流れとして、より広い観念として個々の多様性を認め合うダイバーシティ経営を志向することが社会的ニーズ（使命）となってきたのではないかと考えられ、価値観や経験の異なる多様な人材が集まることにより、地域の活力を生み出すことを志向する。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

徳島市は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において「誰もが希望を持ち、安心して働くことができるまち」の実現及び「誰もが活躍でき安心して暮らせる持続可能で安全なまち」の実現を基本目標に掲げている。

本事業は、これらの目標を達成するために、経済施策と教育施策の連携に移住施策・市民協働施策を組み合わせることにより、多種多様な人材の創出・確保・活躍を推進することで、人々にとってはそれぞれの個性や能力が発揮できる場としての「しごと」が存在している状況を、企業や地域にとっては求めている人材が充足されている状況を、創出しようとするものである。

多種多様な人材の活躍は、性別・年齢等の違いはもとより、様々な異なる価値観や経験を持つ人々が共創（協働）することで、相互に影響し合い、高め合うといった相乗効果が生まれ、イノベーションや生産性の向上につながる。また、地域や地元の企業は真に必要としている人材を確保することで、地域経済の発展に寄与していくとともに、伝統的な地域産業や中小企業にとっては、後継者の確保につながる。さらに、新たに創業しようとする意欲や能力等を有した人材が現れ、地域に必要とされる業種、雇用創出効果の高い業種など多様な業種において新規創業が次々に行われることが期待できる。

地方都市において、こうした状況を生み出すためには、これまで徳島市が取組んできた地域内人材の発掘に加え、移住施策の推進等により地域外人材を呼び込むことにより、人材を確保するという量的アプローチが必要となってくる。また同時に、市民協働施策等を活用しながら、より実践的な人材育成の取組を展開することで、人材のミスマッチを解消するという質的アプローチも必要である。そして、移住施策や市民協働施策に複合的に取り組むことにより、多様な価値観と経験を積んだ人材が生み出される土壌が培われる。

その結果として、地域経済を活性化すると同時にまちに活力が生まれ、人口減少時代においても、地域経済が活力を失わず拡大し、新たな時代の潮流を捉えたまちに発展していく元気な徳島市が実現することを目指す。

【数値目標】

K P I ①	本事業を通じた、徳島市内における新規就業・創業者数							単位	人
K P I ②	本事業を通じた、徳島市への移住者数及び徳島市の関係人口数							単位	人
K P I ③	本事業を通じ、新たな事業やコミュニティビジネスを実施した人数							単位	人
K P I ④	-							単位	-
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	2027年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	15.00	20.00	25.00	-	-	-	60.00	
K P I ②	3.00	15.00	20.00	25.00	-	-	-	60.00	
K P I ③	0.00	3.00	5.00	7.00	-	-	-	15.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	-	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

「しごと」を担い、まちを元気にする「地域活性化人材」創出事業

③ 事業の内容

① 地域外人材の確保・定着の促進（量的アプローチ）

地域内だけでは不足する人材の「量」を確保する取組として、創業や就業を促進する取組に加えて、移住施策と連携させ、新たに地域外の人材に対する働きかけを実施する。

徳島市に関わりたい、いつか徳島市に移住し働きたいと考える人材（関係人口）を創出し拡大していく事業を展開する。徳島県外の人々等を対象とし、徳島市内における仕事や携わる人々に触れることで、地域と多様に関わった人が本市の関係人口となり、多様な形で担い手となることを目指す。手法としては、Webサイトや広告媒体の作成により徳島市の仕事等について情報発信を行うと共に、オンラインやリモート等のデジタル技術を活用し、徳島市と関係人口を組み合わせたプロモーションの実施や地域資源を活用して本市と繋がりを持つきっかけや仕組みづくりなどを図る。

さらに、徳島県外の人材等を対象とし徳島市における暮らし・魅力や地域産業の就業等の体験などを提供する、ふるさとワーキングホリデー事業を実施する。実際に徳島市で働き暮らすことができる機会を提供することにより、徳島市に移住し就業する人を創出することで地域の担い手確保を図る。

なお、本市における移住促進の拠点として「移住交流支援センター」を運営しており、ここでは移住相談にワンストップで対応するとともに、情報発信をはじめとした移住促進事業を実施している。前述の関係人口の創出事業とふるさとワーキングホリデー事業については、同センターを活用しながら効果的に実施するなど、「移住交流支援センター事業」とも連携しながら、総合的、効果的に移住促進に取り組んでいく。

② 企業等とのミスマッチの解消をはじめとした活躍できる人材の育成（質的アプローチ）

企業が求める人材の「質」を確保する取組として、市民協働施策と連携させ、新たに「共創の場」の運営を行う。

地域内外における多様な人材が、専門家の指導のもと、会議やワークショップ、意見交換会等の方法により議論し学ぶことで、新たな事業（例えば、マルシェの実施や地場産品を使った物販、市民企画のイベント・セミナー等）や持続可能なコミュニティビジネス（地域課題の解決を目指し、地域で稼ぎ、地域で消費する取組）の創出を目指す。これまでの地域で働くことの機運醸成やセミナーなどの発展的なものとし、実践的に活動することを志向する。

若年層の人材育成については、潜在的人材の掘り起こしとしての事業に、人材の視点を加えることで発展させるものとする。これまでの学びの場が中心だった取組の発展形として、新たに学んだ内容を形にしていく実践の場を設ける。具体的には、民間企業と連携し、高校生等を対象としたビジネスプランコンテストを開催することにより創業機運の更なる醸成やノウハウ・スキルの取得、実践経験を積むことを目指す。

女性・若者活躍推進事業については、スキルアップや資格取得を主眼として実施してきたが、今後は、より実践的な内容（職場体験等）にも重点を置いて、実際に働く場において活躍できる人材を育成できるよう見直して実施していく。

③ 多様な人材を原動力とした地域活性化（外部評価への対応により①と②を加速）

新たに「共創の場」の運営を行う。この「共創の場」では、地域内外における多様な人材が、移住者・関係人口或いは専門家等と共に会議やワークショップ、意見交換会等の方法により協働することで、新たな事業や持続可能なコミュニティビジネス創出などイノベーションの創出や生産性の向上につながる取組を実施する。このような取組により、多様な人材が「しごと」等を通じて協働することで、地域活力の向上の原動力となることを目指す。【再掲】

起業・創業の促進事業については、前身事業では、女性・若者のみを交付金対象事業としていたが、例えば、県外からの移住者やコミュニティビジネスを始めた者などを対象に加え、枠組みをリニューアルし、官民連携したビジネスモデルの構築や資金調達の支援を行うことで、多様な人材活躍を目指す。そして、こういった枠組みが、地域に資する先進的な事業が生み出されやすいのか、継続して見直しを図っていくものとする。

また、前身事業から外部有識者等に必要性を指摘されていた創業後のフォローアップについても、今後は新たに、創業者や創業を検討している者の模範となるように、創業者の人柄や仕事の内容を含め、Webサイト等で紹介することで多種多様な成功事例を横展開し、創業者のスキルアップや創業の裾野拡大・定着を促していく。

阿波女あきんど塾出張講座については、徳島の女性経営者により発足した、徳島市と協働で地域経済の活性化を目指す団体である「阿波女あきんど塾」と連携して、女性経営者を地元の高校や大学に派遣し、学びの場を提供するものである。これまでは、女性活躍の側面での内容を中心としてきたが、今後は地域に活力を生み出す起業家としての側面を強調した学びを提供し、創業機運を醸成するとともに、新たな人材の掘り起こしや地元定着支援に繋がる取組を進める。

徳島市立高校における若者活躍に資する取組は、タブレット端末が配備されたことを契機にオンラインやリモートでの学びを深めていくとともに、新しい学びの可能性を探求していく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業の推進により、多様な人材の地域外から流入を促進すると共に、地域内の潜在的な人材を育成し、彼らが「しごと」を創出することを支援することにより、地域経済の活性化を図る。また、地域外からの移住施策や地域内での人材育成施策は、一定の流れができれば、先輩移住者や事業創業者、社会起業家といった民間の人材が呼び水となり、連鎖的に移住や起業が進展していく好循環が見込まれる。

地域経済の活性化による歳入確保と、事業の見直しや工夫による効率化、民間人材の活用により、事業の自立化を目指す。

【官民協働】

- ・株式会社メディアドゥを中心に地元銀行（㈱阿波銀行、㈱徳島大正銀行）や地元メディア（（一社）徳島新聞、四国放送㈱）等により構成される、一般社団法人徳島イノベーションベースと連携し、企業家・創業者の創出などに取組む。徳島県内のメディアや金融、行政、国内最先端の技術を有する会社の強みを生かし、地域住民に対し新たな成長の場を届けることを目指す。

- ・（公財）徳島県勤労者福祉ネットワークやハローワーク徳島と連携を密にし積極的にマッチング等を進めることで、企業と地域内外の人材のミスマッチの解消を目標に就労支援を実施する。

- ・「徳島市創業支援等事業計画」における認定連携商業支援等事業者（徳島商工会議所や地元金融機関、行政組織等）と協力し、計画に明記されたそれぞれの役割を担い、相互連携を深めていくことで、官民連携した創業支援体制を構築する。

- ・NPO法人ふるさと回帰センター等、民間団体との情報共有、共同イベントの実施など、連携して移住促進の取組を実施していくことで、地域外の人々に働きかけていく。

【地域間連携】

広域で連携して取組むことにより様々な効果が期待できることから、地域間連携による取組を推進している。移住促進施策については、徳島県を中心に県内の市町村が連携して、移住希望者からの要望等を共有し、移住相談イベントを共同で実施するなど、近隣地域として一体的に事業を展開している。また、創業支援・就労支援を含む産業分野では、徳島県との連携に加え、定住自立圏の圏域内の1市5町と協力し、セミナーや研修会等を実施している。また、「共創の場」を設ける徳島市まちづくり協働プラザは、定住自立圏の11市町村を支援することとなっており、徳島市を中心とする徳島東部地域の自治体や市民団体が広く活用している。「共創の場」は、徳島市において新しい事業やコミュニティビジネスを生み出そうとする者であれば、居住する地域に関わらず参加でき、幅広い地域の自治体・住民の連携が期待できる。

【政策間連携】

労働施策と移住施策及び市民協働施策を連携させることで、地域の「しごと」を担う人材の創出や確保について「量的アプローチ」「質的アプローチ」の両面から取組む。地域内外の幅広い人々を対象に働きかけ、多様な価値観や仕事の経験を持つ人材が集まり、共に学びを深め実践的な活動などを通し、相互に交流し協働して取組む体験を積むことで、イノベーションが生まれ生産性が向上することに繋がることを志向する。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

【関係人口創出・拡大事業】Webサイトや広告媒体の作成により徳島市の仕事について情報発信を行うと共に、オンラインやリモート等のデジタル技術を活用し、徳島市と関係人口を組み合わせたプロモーションの実施や繋がり強化などを図る。

【次世代活躍事業】タブレット端末が配備されたことを契機に、授業の質の向上やオンラインやリモートでの実施を可能とし、学びを深めていくとともに、新しい学びの可能性を探求していく。

理由①

関係人口施策はいかに、地域外の人たちと地域内の人たちが繋がるかが重要であり、次世代活躍施策はいかに、質の高い学びを提供できるのかが重要である。これまで、距離や情報等の面で大都市部と地方には格差があったが、デジタル技術の発展によりその差は急速に縮まってきており、フルに活用することで距離や情報面のデメリットは解消につながると考えている。

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 8 月

【検証方法】

外部有識者等で構成される評価機関「徳島市総合計画・総合戦略推進委員会」において、効果の検証等を行う。

【外部組織の参画者】

四国大学、徳島文理大学、徳島大学、公益財団法人徳島経済研究所、民間企業代表者、公認会計士（予定）

【検証結果の公表の方法】

検証後、徳島市のホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 59,734 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置
該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組
(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。